

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年5月14日

【四半期会計期間】 第16期第2四半期(自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日)

【会社名】 パラカ株式会社

【英訳名】 Paraca Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 内藤 亨

【本店の所在の場所】 東京都港区麻布台一丁目11番9号

【電話番号】 03 (6230) 2300 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 間嶋 正明

【最寄りの連絡場所】 東京都港区麻布台一丁目11番9号

【電話番号】 03 (6230) 2300 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 間嶋 正明

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第15期 第2四半期 累計期間	第16期 第2四半期 累計期間	第15期
会計期間		自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日	自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日	自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日
売上高	(百万円)	3,457	3,853	7,032
経常利益	(百万円)	450	660	931
四半期(当期)純利益	(百万円)	271	370	547
持分法を適用した 場合の投資利益	(百万円)	—	—	—
資本金	(百万円)	1,576	1,576	1,576
発行済株式総数	(株)	47,532	47,532	47,532
純資産額	(百万円)	5,508	6,096	5,768
総資産額	(百万円)	18,388	18,556	18,323
1株当たり四半期 (当期)純利益金額	(円)	5,979.20	8,147.22	12,044.92
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)	5,946.32	8,110.86	11,997.06
1株当たり配当額	(円)	—	—	1,200
自己資本比率	(%)	29.8	32.6	31.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	148	719	650
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△518	△268	△607
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	590	△494	△18
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(百万円)	1,814	1,575	1,618

回次		第15期 第2四半期 会計期間	第16期 第2四半期 会計期間
会計期間		自 平成23年1月1日 至 平成23年3月31日	自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	2,588.64	3,971.85

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3 第16期第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

なお、前第2四半期累計期間においては、これらの会計基準等の改正に伴う影響はありません。

## 2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第2四半期累計期間における、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 業績の状況

当第2四半期累計期間（自平成23年10月1日至平成24年3月31日）における我が国の経済は、欧州債務危機の再燃・原油価格高騰・電気料金引き上げの影響等の先行き不安要素があるものの、東日本大震災にかかる財政支出・底堅い個人消費など明るさが見えてきた状況にあります。

当社の属する駐車場業界も、同様に着実な回復を見せております。

このような中で、当社は、引き続き積極的な営業活動を行い、駐車場の新規開設を進めてまいりました。

その結果、当第2四半期累計期間においては88件909車室の新規開設、28件352車室の解約があり60件557車室の純増となり、3月末現在979件14,007車室が稼働しております。

以上により、当第2四半期累計期間の売上高は3,853百万円（前年同期比11.4%増）、営業利益805百万円（同43.0%増）、経常利益660百万円（同46.8%増）、四半期純利益370百万円（同36.3%増）を計上いたしました。

当社の具体的な駐車場形態毎の状況は以下のとおりであります。

#### （賃借駐車場）

当第2四半期累計期間においては59件544車室の純増となり、3月末現在においては879件10,442車室が稼働しております。主に既存駐車場の売上が堅調に推移したことにより、当第2四半期累計期間の売上高は3,045百万円（前年同期比12.8%増）となりました。

#### （保有駐車場）

3月末現在において100件3,565車室が稼働しております。売上高は702百万円（同5.6%増）となり、当第2四半期累計期間においては3件41車室（そのうち2件28車室は4月以降オープン予定）を取得しております。

#### （その他売上）

その他売上に関しては、不動産賃貸収入、自動販売機関連売上及び駐輪場売上により、売上高は104百万円（同14.5%増）となりました。

ご参考としまして、当第2四半期累計期間と前第2四半期累計期間の比較情報を以下に記載いたします。

	第2四半期累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)	前年同期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)
駐車場形態	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
賃借駐車場	3,045	2,701	5,488
保有駐車場	702	665	1,348
その他売上	104	91	195
合計	3,853	3,457	7,032

## (2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は18,556百万円となり、前事業年度末から232百万円増加しました。これは主に土地の増加（124百万円）及びリース資産の増加（135百万円）によるものです。

当第2四半期会計期間末における負債の部は12,459百万円となり、前事業年度末に比べ95百万円減少いたしました。これは主に長期借入金の減少（358百万円）及びリース債務の増加（100百万円）によるものであります。

当第2四半期会計期間末における純資産の部は6,096百万円となり、前事業年度末に比べ328百万円増加いたしました。これは主に利益剰余金の増加（315百万円）によるものであります。この結果、自己資本比率は、前事業年度末の31.3%から32.6%となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」）は、前事業年度末に比べ43百万円減少し、1,575百万円となりました。主な要因は以下のとおりです。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により得られた資金は前年同四半期に比べ570百万円増加し、719百万円となりました。これは主として、税引前四半期純利益652百万円によるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により使用した資金は前年同四半期に比べ250百万円減少し、268百万円となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出234百万円によるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により得られた資金は前年同四半期は590百万円でしたが、当第2四半期累計期間は財務活動に494百万円使用いたしました。これは主として、短期借入金の返済による支出112百万円、長期借入金の返済による支出507百万円によるものであります。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

## (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	135,000
計	135,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年5月14日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	47,532	47,532	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用 していません。
計	47,532	47,532	—	—

(注) 「提出日現在発行数」には、平成24年5月1日以降四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行されたものは含まれておりません。

##### (2) 【新株予約権等の状況】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成23年12月16日
新株予約権の数(個)	800
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	800(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	74,130(注)2
新株予約権の行使期間	自 平成25年12月17日 至 平成31年12月16日(注)3
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 74,130 資本組入額 37,065
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)6

(注) 1 当社が合併、会社分割、株式分割(株式無償割当を含む。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

また、上記のほか、新株予約権割当後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

- 3 ただし行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。
- 4 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。
- ①新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位を有していることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。
  - ②新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定及び相続は認めない。
  - ③その他の条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。
- 5 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
- 6 組織再編時の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して、以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）1に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

上記（注）4に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由

新株予約権者が上記（注）4①の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年1月1日～ 平成24年3月31日	—	47,532	—	1,576	—	1,606

(6) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	平成24年3月31日現在	
		所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
内 藤 亨	東京都荒川区	4,000	8.42
兼 平 宏	東京都世田谷区	2,886	6.07
有限会社リョウコーポレーション	東京都荒川区南千住6-37-7-1502	2,100	4.42
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1-6-1	2,022	4.25
日信電子サービス株式会社	東京都台東区浅草橋5-20-8	1,500	3.16
株式会社プレステージ・インターナショナル	東京都千代田区麴町1-4	1,500	3.16
新 井 一 孝	東京都港区	1,200	2.52
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1-1-2	1,200	2.52
内 藤 宗	東京都荒川区	1,100	2.31
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	1,050	2.21
計	—	18,558	39.04

(注) 上記のほか、自己株式が2,075株あります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 2,075	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 45,457	45,457	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	47,532	—	—
総株主の議決権	—	45,457	—

② 【自己株式等】

平成24年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
パラカ株式会社	東京都港区麻布台1-11-9	2,075	—	2,075	4.37
計	—	2,075	—	2,075	4.37

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年10月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

### 3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】  
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当第2四半期会計期間 (平成24年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,670	1,629
売掛金	55	50
前払費用	340	351
その他	34	34
貸倒引当金	△1	△0
流動資産合計	2,099	2,065
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	727	788
土地	13,612	13,737
リース資産（純額）	885	1,020
その他（純額）	496	469
有形固定資産合計	15,722	16,015
無形固定資産	63	55
投資その他の資産	439	420
固定資産合計	16,224	16,491
資産合計	18,323	18,556
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	76	78
1年内償還予定の社債	40	40
短期借入金	—	88
1年内返済予定の長期借入金	984	919
未払法人税等	163	291
賞与引当金	24	26
その他	448	504
流動負債合計	1,736	1,948
固定負債		
社債	410	390
長期借入金	9,131	8,772
リース債務	715	816
その他	562	531
固定負債合計	10,818	10,510
負債合計	12,555	12,459

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当第2四半期会計期間 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,576	1,576
資本剰余金	1,606	1,606
利益剰余金	2,886	3,201
自己株式	△100	△100
株主資本合計	5,968	6,284
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	△1
繰延ヘッジ損益	△234	△233
評価・換算差額等合計	△234	△234
新株予約権	33	46
純資産合計	5,768	6,096
負債純資産合計	18,323	18,556

(2) 【四半期損益計算書】  
【第2四半期累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)
売上高	3,457	3,853
売上原価	2,489	2,627
売上総利益	968	1,225
販売費及び一般管理費	※1 404	※1 420
営業利益	563	805
営業外収益		
受取利息	32	0
受取保険金	1	0
その他	3	0
営業外収益合計	37	0
営業外費用		
支払利息	145	141
その他	5	3
営業外費用合計	150	145
経常利益	450	660
特別利益		
固定資産売却益	—	0
抱合せ株式消滅差益	40	—
特別利益合計	40	0
特別損失		
固定資産除却損	11	8
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15	—
その他	5	—
特別損失合計	32	8
税引前四半期純利益	458	652
法人税等	186	282
四半期純利益	271	370

## (3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益	458	652
減価償却費	126	166
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1	2
受取利息及び受取配当金	△33	△0
支払利息	145	141
固定資産除却損	11	8
抱合せ株式消滅差損益 (△は益)	△40	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	15	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△19	5
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△72	△9
仕入債務の増減額 (△は減少)	24	2
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	△23	30
その他	19	13
小計	609	1,012
利息及び配当金の受取額	33	0
利息の支払額	△147	△145
法人税等の支払額	△346	△148
営業活動によるキャッシュ・フロー	148	719
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△3	△3
有形固定資産の取得による支出	△172	△234
敷金及び保証金の差入による支出	△11	△29
貸付けによる支出	△330	—
その他	△1	△1
投資活動によるキャッシュ・フロー	△518	△268
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	600	200
短期借入金の返済による支出	△50	△112
長期借入れによる収入	730	84
長期借入金の返済による支出	△571	△507
社債の償還による支出	△10	△20
リース債務の返済による支出	△55	△84
配当金の支払額	△52	△54
財務活動によるキャッシュ・フロー	590	△494
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	219	△43
現金及び現金同等物の期首残高	1,273	1,618
合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	321	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 1,814	※1 1,575

**【継続企業の前提に関する事項】**

該当事項はありません。

**【会計方針の変更等】**

当第2四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)
(1株当たり当期純利益に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)を適用しております。 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

**【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】**

当第2四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)
税金費用の計算 税金費用の計算については、当第2四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算する方法を採用しております。

**【追加情報】**

当第2四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(四半期損益計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
給与手当 125百万円	給与手当 126百万円
賞与引当金繰入額 19百万円	賞与引当金繰入額 26百万円

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期累計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)
※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成23年3月31日)	※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成24年3月31日)
現金及び預金勘定 1,863百万円	現金及び預金勘定 1,629百万円
3ヶ月超預金 △48百万円	3ヶ月超預金 △54百万円
現金及び現金同等物 1,814百万円	現金及び現金同等物 1,575百万円

(株主資本等関係)

I 前第2四半期累計期間(自 平成22年10月1日 至 平成23年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年12月17日 定時株主総会	普通株式	54	1,200	平成22年9月30日	平成22年12月20日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

II 当第2四半期累計期間(自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年12月16日 定時株主総会	普通株式	54	1,200	平成23年9月30日	平成23年12月19日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前事業年度末と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期累計期間(自平成22年10月1日至平成23年3月31日)及び当第2四半期累計期間(自平成23年10月1日至平成24年3月31日)

当社の事業は、駐車場の開拓及び運営管理に関連する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期累計期間 (自平成22年10月1日 至平成23年3月31日)	当第2四半期累計期間 (自平成23年10月1日 至平成24年3月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	5,979円20銭	8,147円22銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(百万円)	271	370
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	271	370
普通株式の期中平均株式数(株)	45,457	45,457
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	5,946円32銭	8,110円86銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(株)	251.37	203.80
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(会計方針の変更)

第1四半期会計期間より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号平成22年6月30日)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号平成22年6月30日公表分)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年5月14日

パラカ株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山	田	良	治	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安	斎	裕	二	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	廿	楽	真	明	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているパラカ株式会社の平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第16期事業年度の第2四半期会計期間（平成24年1月1日から平成24年3月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成23年10月1日から平成24年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

## 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、パラカ株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。